

◎年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例

平成十一年三月十五日 条例第二十七号
改正 平成十一年十月十二日 条例第四十一号
平成十三年十二月二十七日 条例第四十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為を規制することにより、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び清浄な風俗環境を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ・ 年少者 十八歳未満の者をいう。
- ・ テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第七条において「法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- ・ 利用カード テレホンクラブ等営業により提供される役務を利用するために必要な会員番号、暗証番号その他これらに類するもの(以下この条及び第七条において「識別番号」という。)を記載した文書その他の物品をいう。
- ・ 販売業者 業として利用カードの販売、頒布、交換若しくは貸付け又は識別番号の情報の提供(以下「利用カードの販売等」という。)をする者をいう。
- ・ 自動販売機等 利用カードの自動販売機その他識別番号の情報を提供する機器をいう。
- ・ 広告物 屋内又は屋外において公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

- ・ 第三条 県は、テレホンクラブ等営業に関し、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び清浄な風俗環境を保持するため、啓発その他の必要な施策を行うものとする。
- ・ (県の責務)
- ・ 第四条 県民は、テレホンクラブ等営業に関し、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為から年少者を保護するよう努めなければならない。

(営業者等の責務)

第五条 テレホンクラブ等営業を営む者及び販売業者は、テレホンクラブ等営業が年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を誘発し、又は助長することのないように努めるとともに、清浄な風俗環境を保持するよう努めなければならない。

第二章 利用カードの販売等の規制

(利用カードの販売等の届出)

第六条 業として利用カードの販売等を行う者は、販売所(利用カードの販売等をする店舗その他これに類するもの及び自動販売機等をいう。以下同じ。)を設置しようとする者については販売所ごとに、業務を開始しようとする日の十日前までに、長野県公安委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を長野県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- ・ 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 販売所を設置する場合にあっては、販売所の所在地
- ・ 業務の種類
- ・ 業務を開始する予定年月日

前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る業務を廃止したとき又は当該届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項を除く。)に変更があったときは、その日から起算して十日以内に、規則で定めるところにより、廃止又は変更に係る事項を公安委員会に届け出なければならない。

(利用カードの販売等の制限)

第七条 販売業者は、法第一条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る者にあつては法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等において、法第二十条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に係る者にあつては法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等において、利用カードの販売等をしてはならない。ただし、次に掲げる営業所において利用カードの販売等をする場合については、この限りでない。

- ・ 法第二十条第一項に規定する風俗営業(同項第八号に規定する営業を除く。)に係る営業所
 - ・ 法第二十条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所
 - ・ 法第二十条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
- 2 前項本文の規定は、同項の規定の適用の際現に前条第一項の届出をして利用カードの販売等の業務をしている者の当該業務に

ついては、適用しない。

3 第一項の規定にかかわらず、販売業者は、同項各号に掲げる営業所(第十一条において「年少者立入禁止場所」という。)において年少者が利用できない措置が講じられている場合を除き、自動販売機等を設置してはならない。

4 何人も、年少者に対し、利用カードの販売、頒布、交換、贈与若しくは貸付け又は識別番号の情報の提供をしてはならない。

(販売業者の禁止行為)

第八条 販売業者は、年少者を利用カードの販売等の業務に従事させてはならない。

(販売業者の講ずべき措置)

第九条 販売業者は、利用カードの販売等の相手方が年少者でないことを確認するための措置であつて規則で定めるものを講じておかなければならない。

(業務委託に伴う販売業者の指導義務)

第十条 販売業者は、当該業務に関して広告又は宣伝をする業務を委託した場合においては、当該委託を受けた者が次条の規定に違反しないよう指導に努めなければならない。

(広告及び宣伝の制限)

第十一条 何人も、第七条第一項本文の規定により、テレホンクラブ等営業の区分に応じ利用カードの販売等が禁止されている区域においては、当該利用カードの販売等の禁止に係る営業について、営業所又は販売所の名称、所在地又は電話番号その他営業に関する事項(以下この条において「営業所の名称等」という。)に係る広告物を表示してはならない。ただし、年少者立入禁止場所において外部から見ることのできない位置に表示される広告物及び第七条第一項第三号に掲げる営業所の外周に表示される広告物については、この限りでない。

2 何人も、年少者立入禁止場所を除き、営業所の名称等を記載した文書、図画その他の物品(以下この条において「広告文書等」という。)を配布してはならない。

3 何人も、第一項の規定により広告物の表示が禁止されている区域(年少者立入禁止場所を除く。)において広告文書等を配布してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、何人も、年少者に対し、広告文書等を配布してはならない。

5 何人も、年少者立入禁止場所において行う場合を除き、口頭により、又は拡声器を使用して、営業所の名称等に係る広告及び宣伝をしてはならない。

(年少者に対する利用の指示等の禁止)

第十二条 何人も、年少者に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう指示し、勧誘し、又はそのかしてはならない。

(違反行為に対する公安委員会の指示)

第十三条 公安委員会は、販売業者又はその代理人、使用人その他

の従業者（次条において「代理人等」という。）が当該業務に關して第六條から第九條まで、第十一條又は前條の規定に違反したときは、当該販売業者に対し、年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為又は清浄な風俗環境を害する行為を防止するため必要な指示をすることができ、

2 公安委員会は、販売業者から当該業務に關して第十條の業務の委託を受けた者が、第十一條の規定に違反した場合においては、当該販売業者に対し、同條に規定する指導をするよう指示することができる。

(違反行為に対する業務の停止等)

第十四條 公安委員会は、販売業者が前條の規定による指示に従わなかつたとき又は販売業者若しくはその代理人等が当該業務に關して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

- ・ 第二十條の罪に当たる違法な行為
- ・ 刑法（明治四十年法律第四十五號）第一七四條から第一七九條まで、第八八一條又は第一八二條の罪に当たる違法な行為
- ・ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第五十六條第一項又は第六十一條第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等）に關する法律（昭和六十年法律第八十八號）第四十四條第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為
- ・ 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四號）第三十四條第一項第七号、第七号（同項第六号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。）又は第九號の規定に違反する行為
- ・ 売春防止法（昭和三十一年法律第一一八號）第五條から第十三條までに規定する罪に当たる違法な行為
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二號）第四條から第八條までに規定する罪に当たる違法な行為

2 公安委員会は、前條第二項の規定による指示をした場合において、当該指示をした後三月以内に、同項の委託を受けた者が、再び当該業務に關して第十條の規定に違反したときは、当該販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

3 公安委員会は、前二項の場合において、当該販売業者が第七條第一項本文の規定により利用カードの販売等が禁止されている区域において利用カードの販売等の業務をしていない者であるときは、その者に対し、当該業務の停止の命令に代えて、当該業務の廃止を命ずることができ、

(聴聞の特例)
第十五條 公安委員会は、前條第一項若しくは第二項の規定により業務の停止を命じ、又は同條第三項の規定により業務の廃止を命

じようとするときは、長野県行政手続条例（平成八年長野県条例第一号）第十四條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、長野県行政手続条例第十六條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を長野県行政手続条例第十六條第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同條第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告及び立入り)

第十六條 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、販売業者に対し、その業務に關し、報告又は資料の提出を求めることができ、

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、販売所又は事務所立ち入り、帳簿、書類その他の当該業務に係る物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(現場における警察官の中止命令)

第十七條 警察官は、第十一條（第四項を除く。）の規定に違反する行為を現に行つてゐる者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができ、

(違反広告物の除却等)

第十八條 公安委員会は、第十一條第一項の規定に違反して広告物を表示した者に対し、当該違反に係る広告物の除却その他必要な措置を命ずることができ、

2 公安委員会は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示した者を過失がなくして確知することができないときは、当該措置を警察職員に行わせることができる。

3 公安委員会は、前二項の規定にかかわらず、第十一條第一項の規定に違反した広告物がはり紙又ははり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するもの）に紙を貼り、容易に取りはずすことができる状態で作成物等に取り付けられ、容易に取れるものに限る。若しくは立看板（木わくに紙張り若しくは布張りもの）、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。）であるときは、当該違反に係るはり紙又ははり札若しくは立看板を警察職員に除却させることができる。

第三章 雑則

(規則への委任)

第十九條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十條 第十四條の規定による公安委員会の処分違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

・ 第七條第一項又は第三項の規定に違反した者

・ 第八條の規定に違反した者

・ 第十二條の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

・ 第七條第四項の規定に違反した者

・ 第十一條第四項の規定に違反した者

・ 第十八條第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

4 第六條第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

・ 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

・ 第十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、同條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十一條 第七條第四項又は第八條の規定に違反した者は、当該年少者の年齢を知らないことを理由として前條の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該年少者の年齢を知らないことに過失がない場合は、この限りでない。

(両罰規定)

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第二十條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

(利用カードの販売等に関する経過処置)

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前のテレホンクラブ等営業の規制に関する条例（次項及び附則第五項において「改正前の条例」という。）第六条第一項又は第三項の届出をして利用カードの販売をしている者については、第二条の規定による改正後の年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例（次項及び附則第四項において「改正後の条例」という。）第六条第一項の届出をして利用カードの販売等をしている者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第七条第一項本文の利用カードの販売等が禁止されている区域において改正前の条例第六条第一項又は第三項の届出をして利用カードの販売をしている者については、改正後の条例第七条第一項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に業として利用カードの頒布、交換若しくは貸付け又は改正後の条例第二条第三項の識別番号の情報の提供している者については、改正後の条例第六条第一項の利用カードの販売等しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「業務を開始しようとする日の十日前まで」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（平成十三年長野県条例第四十八号）の施行の日から起算して三十日以内」と、同項第四号中「業務を開始する予定年月日」とあるのは「業務開始年月日」とする。

(罰則に関する経過処置)

5 この条例の施行前にした行為に対する改正前の条例の罰則の適用については、なお従前の例による。